

10 教 育

1 教育についての相談を受けるには

児

(1) 教育相談

障がいのある幼児・児童・生徒の成長、発達を促すための教育相談を行います。

利用できる方	障がいのある幼児・児童・生徒とその保護者
窓 口	長野県総合教育センター、特別支援学校、教育事務所

(2) 市町村の就学相談

市町村の教育委員会では、障がいのある幼児・児童・生徒に適切な教育を行うため、就学について相談・支援をする委員会を設けています。

利用できる方	障がいのある幼児・児童・生徒とその保護者
窓 口	市町村教育委員会

2 視覚・聴覚障がい幼児が早期教育を受けるには

児

視覚・聴覚に障がいのある乳幼児の成長、発達を促すため、教育相談、早期教育を行う早期支援教室、幼児を対象とした幼稚部を特別支援学校（視覚障がい・聴覚障がい）に設置しています。

また、特別支援学校（視覚障がい）では、伊那市、諏訪市、箕輪町、中川村に「アイアイ教室」を開設し、また、特別支援学校（聴覚障がい）では、小諸市に「乳幼児きこえの教室」、茅野市、飯田市、木曾町に「ミミサポ」を開設し、教育相談を実施しています。

利用できる方	障がいのある幼児とその保護者
窓 口	長野盲学校、松本盲学校、長野ろう学校、松本ろう学校

3 特別支援学校への入学について

(1) 視覚障がい児（者）に対する教育

児

視覚障がい児（者）のために、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を習得するための学校です。

高等部保健医療科、専攻科医療科においては、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうの知識、技能の修得に必要な教育を行います。

入学できる方	視覚障がいのある幼児・児童・生徒で、特別支援学校（視覚障がい）において教育を受けることが適当と市町村教育委員会（小中学部）又は特別支援学校（視覚障がい）の学校長（幼稚部・高等部）が判断した方
窓 口	市町村教育委員会、長野県教育委員会、長野盲学校、松本盲学校

(2) 聴覚障がい児（者）に対する教育

児

聴覚障がい児（者）のために、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を習得するための学校です。

高等部においては、普通科のほか、被服、産業工芸の知識、技能の修得に必要な教育を行います。

入学できる方	聴覚障がいのある幼児・児童・生徒で、特別支援学校（聴覚障がい）において教育を受けることが適当と市町村教育委員会（小中学部）又は特別支援学校（聴覚障がい）の学校長（幼稚部・高等部）が判断した方
窓 口	市町村教育委員会、長野県教育委員会、長野ろう学校、松本ろう学校

(3) 知的障がい児（者）に対する教育

児

知的障がい児（者）のために、発達の状態や社会性等を把握した上で、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を習得するための学校です。

入学できる方	知的障がいのある児童・生徒で、特別支援学校（知的障がい）において教育を受けることが適当と市町村教育委員会（小中学部）又は特別支援学校（知的障がい）の学校長（高等部）が判断した方
窓 口	市町村教育委員会、長野県教育委員会、特別支援学校（知的障がい）

(4) 肢体不自由児(者)に対する教育

児

肢体不自由児(者)の教育のために、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を習得するための学校です。

入学できる方	肢体に障がいのある児童・生徒で、特別支援学校（肢体不自由）において教育を受けることが適当と市町村教育委員会（小中学部）又は特別支援学校（肢体不自由）の学校長（高等部）が判断した方
窓 口	市町村教育委員会、長野県教育委員会、花田養護学校、稲荷山養護学校

(5) 病弱児(者)に対する教育

児

病弱・身体虚弱児(者)の教育のために、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を習得するための学校です。

入学できる方	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の児童・生徒、または身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度の児童・生徒で特別支援学校（病弱）において教育を受けることが適当と市町村教育委員会（小中学部）又は特別支援学校（病弱）の学校長（高等部）が判断した方
窓 口	市町村教育委員会、長野県教育委員会、若槻養護学校、寿台養護学校

4 特別支援学級について

(1) 知的障がい特別支援学級

児

知的障がいのある児童・生徒に、障がいの状況に応じた教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を習得するために小・中学校に設けられた学級です。

入級できる方	知的障がいのある児童・生徒で、特別支援学級において教育を受けることが適当と市町村教育委員会が判断した方
窓 口	市町村教育委員会、小・中学校

(2) 自閉症・情緒障がい特別支援学級

児

自閉症・情緒障がいのある児童・生徒に、障がいの状況に応じた教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を習得するために小・中学校に設けられた学級です。

入級できる方	自閉症・情緒障がいのある児童・生徒で、特別支援学級において教育を受けることが適当と市町村教育委員会が判断した方
窓 口	市町村教育委員会、小・中学校

※ このほかに、病弱・身体虚弱特別支援学級、肢体不自由特別支援学級、難聴特別支援学級があります。また、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒が普段は通常の学級で教育を受け、必要に応じて週に数時間、通級指導教室、特別支援学校等に通い、障がいの状態の改善又は克服のために自立活動を中心とした指導を受ける「通級による指導」も行っています。

詳細は、市町村教育委員会へお問い合わせください。

5 就学奨励費を受けるには

就学奨励費

児

障がいのある児童等の就学に必要な費用を負担します。

利用できる方	特別支援学校又は特別支援学級に在籍する児童等の保護者等又は、小・中学校に在籍する学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障がいの程度に該当する児童等の保護者等
負担の内容	教科用図書購入費、学校給食費、交通費、寄宿舎経費、修学旅行費、学用品費、通学用品費等の全額又は一部を保護者等の収入に応じて負担します。
窓 口	特別支援学校、小・中学校

※ このほか、通級による指導を受ける児童生徒は、その通学に係る特別に要する交通費のみを補助の対象とすることができます。詳細は、実施をしている市町村教育委員会へお問い合わせください。

6 総合教育センター・教育事務所一覧表

名 称	〒	所在地	電 話
長野県総合教育センター	399-0711	塩尻市片丘南唐沢 6342-4	0263-53-8800
東信教育事務所	384-0006	小諸市与良町 6-5-5	0267-31-0251
南信教育事務所	396-8666	伊那市荒井 3497	0265-76-6860
南信教育事務所 飯田事務所	395-0034	飯田市追手町 2-678	0265-53-0461
中信教育事務所	390-0852	松本市島立 1020	0263-40-1976
北信教育事務所	380-0836	長野市南長野南県町 686-1	026-234-9551

7 特別支援学校一覧表

(1) 特別支援学校 (知的障がい)

名 称	〒	所在地	電 話
長野養護学校	381-0041	長野市徳間宮東 1360	026-296-8393
伊那養護学校	399-4577	伊那市西箕輪 8274	0265-72-2895
松本養護学校	390-1182	松本市今井 1535	0263-59-2234
上田養護学校	386-0153	上田市岩下 462-1	0268-35-2580
飯田養護学校	395-1101	下伊那郡喬木村 1396-2	0265-33-3711
安曇養護学校	399-8602	北安曇郡池田町会染 6113-2	0261-62-4920
小諸養護学校	384-0083	小諸市市中原 824-3	0267-22-6300
飯山養護学校	389-2233	飯山市野坂田替田 220-1	0269-67-2580
諏訪養護学校	399-0211	諏訪郡富士見町富士見 11623-1	0266-62-5600
木曾養護学校	397-0001	木曾郡木曾町福島 1134-1	0264-22-3553
須坂市立 須坂支援学校	382-0013	須坂市須坂 780	026-245-0082

(2) 特別支援学校（視覚障がい）

名 称	〒	所在地	電 話
長野盲学校	381-0014	長野市北尾張部 321	026-243-7789
松本盲学校	390-0802	松本市旭 2-11-66	0263-32-1815

(3) 特別支援学校（聴覚障がい）

名 称	〒	所在地	電 話
長野ろう学校	380-0803	長野市三輪 1-4-9	026-241-5320 FAX 026-244-9217
松本ろう学校	399-0021	松本市寿豊丘 820	0263-58-3094 FAX 0263-85-1411

※ 軽度難聴児童・生徒を対象とした「通級指導教室」を松本ろう学校、長野ろう学校に開設しています。

(4) 特別支援学校（肢体不自由）・（知的障がい）

名 称	〒	所在地	電 話
稲荷山養護学校	387-0022	千曲市野高場 1795	026-272-2068

(5) 特別支援学校（肢体不自由）

名 称	〒	所在地	電 話
花田養護学校	393-0093	諏訪郡下諏訪町社花田 6525-1	0266-28-3033

(6) 特別支援学校（病弱）

名 称	〒	所在地	電 話
若槻養護学校	381-0085	長野市上野 2-372-2	026-295-5060

(7) 特別支援学校（病弱）・（知的障がい）

名 称	〒	所在地	電 話
寿台養護学校	399-0021	松本市寿豊丘 811-88	0263-86-0046

(8) 国立大学法人附属特別支援学校（知的障がい）

名 称	〒	所在地	電 話
信州大学教育学部 附属特別支援学校	381-0016	長野市南堀 109	026-241-1177